

三ツ山集落 人・農地プラン

市町村名	集落／地域名	当初作成年月日	直近の更新年月日
喜多方市	山都町三ツ山集落	令和4年3月	

1 地域農業の現状

① 農家数	19 戸	(うち集落内 9 戸	うち集落外 10 戸)		
② 日本型直接支払の取組	☐ 多面的機能支払(資源向上支払 ☐ 有 ☐ 無) ☒ 中山間地域等直接支払				
③ 農用地利用改善団体	有 ☐ (名称:)				
地域内の農地の利用状況		田 (ha)	畑 (ha)	計 (ha)	割合
④ 集落・地域内の耕地面積		27.7	4.7	32.4	
⑤ アンケート調査等により把握した農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計					
⑥ 中心経営体の現在の耕作面積の合計(担い手への集積率)				13.9	42.8%
⑦ 5年後までにリタイア・規模縮小予定の耕作者の耕作面積		0.4	0.2	0.6	1.9%
⑧ 75才以上の農業者の現在の耕作面積		0.4	0.2	0.6	1.9%
ア うち後継者が確保されている耕作者面積		0.0	0.0	0.0	0.0%
イ うち5年後までにリタイア・規模縮小予定の耕作者の耕作面積		0.4	0.2	0.6	1.9%
⑨ 今後中心経営体引き受ける意向のある耕作面積の合計				4.1	12.6%
⑩ ⑨と⑦の面積の差額				3.5	10.8%
(⑩の差額に関する所見)					
アンケートや聞き取りの結果、リタイアや規模縮小を予定している農業者は少なかったが、耕作者の高齢化や後継者がいないこと、また農業用機械の老朽化などにより、突発的に離農せざるを得ない耕作者が出てくることも予想される。					

2 地域農業の課題

① 担い手の育成・確保について	現在の担い手に位置付けている農業者だけでは、今後リタイアや規模縮小する予定の人の農地のすべてを請け負うことはできないため、新たな担い手の確保を検討する必要がある。
② 担い手への農地の集積・集約化について	担い手の経営農地が分散しているため、効率化に向けて集積・集約を推進する。
③ 農作業の効率化について	現在は個々で農業用機械、施設を保有しているが、老朽化や効率化を考え、共同利用や農作業の共同化を検討していく必要がある。
④ その他地域農業全体について	イノシシなどの獣害が多発しているため、遊休農地にならないように検討が必要である。

3 現状と課題をふまえた今後の地域農業のあり方

人・農地プランの推進体制

当該プランの実現に向けて、＜三ツ山集落人・農地プラン組織＞が中心となって、毎年3回程度地域ぐるみによる話し合いを図る。

① 担い手の育成・確保についての取組方針	対応
主に集落内の農業者の中から担い手を確保する。	○
集落内の担い手が不足する場合は、集落外の農業者を積極的に担い手として位置付ける。	○
新規就農者を積極的に受け入れ、担い手に位置付ける。 ☒ 集落内の農業者 ☒ 集落外の農業者	○
農作業の共同化や農業用機械・施設の共同利用等の取組を実施する。 ☒ 組織を設立または設立を検討 ☐ 既存の組織体制の継続または経営体質の強化	○
その他 [] 	
② 担い手への農地集積・集約化についての取組方針	対応
今後リタイア・規模縮小しようとする場合には、原則として＜三ツ山集落人・農地プラン組織＞を窓口としながら、担い手内において調整した上で、担い手に農地を集積・集約化する。	○
水田はできるだけ連たん化して転作田の団地化を進める。	○
農地中間管理機構を有効活用する。 ☒ リタイア・規模縮小する者が担い手に農地を貸し付けるとき ☒ 農地の分散解消や団地化のために農地の権利を移動しようとするとき	○
土地改良事業の実施を契機に、生産効率の向上と、担い手へのまとまりある農地集積・集約化を図る。	
その他 [] 	

3 (つづき)現状と課題をふまえた今後の地域農業のあり方

③ 農作業の効率化について	対応
＜ 水稻の育苗・防除 ＞の作業については、＜三ツ山集落人・農地プラン組織＞を中心に共同作業を行って効率化を図る。	○
農作業受託組織が基幹的な作業（ 耕起 代掻き 田植え 稲刈り 乾燥調製 その他（ ） ）を請け負い、作業の効率化を図る。	
農業機械・施設の共同利用を実施し、過剰投資の抑制と低コスト化・省力化を図る。	○
担い手と担い手以外の農業者等の役割を明確化する。	
☒ 畦畔管理、草刈、防除など、担い手の規模拡大の支障となる<u>日常的な作業は、担い手以外が担う</u>	○
☒ 地域内の農道、農業用排水路などの<u>管理作業は、担い手と担い手以外の農業者等が共同して地域ぐるみで取り組む</u>	
その他 [農作業受託組織の検討]	
農作業受託組織の必要性の検討	○
④ その他地域農業全体についての取組方針	対応
地域ぐるみで共同活動を実施し、農道・用排水路等の維持管理と遊休農地の発生の未然防止を図る。	○
☐ 多面的機能支払(□資源向上支払) ☒ 中山間地域等直接支払 ☐ その他 []	
地域内に再生可能な遊休農地を利活用できる農業者が見つからない場合は、地域ぐるみで農地の保全管理((耕耘や草刈り等)を行うことで遊休農地の解消・発生防止を図る。	○
野生鳥獣による被害を防止するため、侵入経路や目撃・被害発生箇所のマップ化、効果的な防止対策(電気柵、侵入防止柵、檻の設置など)などを実施する。	○
その他 [プランについて]	
近隣の地域との話し合いを継続し、より地域農業の実態に則した人・農地プランの作成に取り組む。	○